

通算法人である中小企業者等の試験研究費の額に係る
税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

別表六(十)付表一 令八・四・一以後終了事業年度分

		事業年度	法人名				
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」) - (別表六(十)「1」)		1	円	他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」) - (別表六(十)「16」)			
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1) + (別表六(十)「1」)		2		各通算法人の調整前法人税額の合計額 (16) + (別表六(十)「16」)			
控除対象試験研究費の額	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」) - (別表六(十)「6」)	3		法人税額基準額の計算 通算親法日以前に事業に開始する合場11年 3月31日以前に事業に開始する合場11年	(8) > 12% の場合	18	0.35
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3) + (別表六(十)「6」)	4			(11) > 10% の場合の特例加算割合 $((11) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	19	
合算増減試験研究費割合の計算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」) - (別表六(十)「7」)	5		法人税額基準額	円		
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5) + (別表六(十)「7」)	6		計算	((17) + (別表六(十三)「12」)) × ((18)、(0.25 + (19)) 又は 0.25)		
	合算増減試験研究費の額 (2) - (6)	7		税額控除可能額	((15) と (20) のうち少ない金額)		
	合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8		控除分配割合	(別表六(十)「16」) ÷ (17)		
合算試験研究費割合の計算	他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」) - (別表六(十)「10」)	9	円	申告が修正される場合 非特定欠損金額を あがる場合 非特定欠損金額を あがる場合 非特定欠損金額を あがる場合	税額控除可能額 (当初申告の(21))	24	
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9) + (別表六(十)「10」)	10			当初申告税額控除可能分配額 (当初申告の(23))	25	
	合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$	11			(21) ≥ (24) の場合 (25)	26	
合算税額控除割合の計算	割増前合算税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((8) - \frac{12}{100}) \times 0.375$ (0.12未満の場合又は(6) = 0の場合は0.12)	12		(21)	税額控除超過額 (24) - (21)	27	
	(11) > 10% の場合の控除割増率 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	13		(24)	(25) > 0 の場合の税額控除可能分配額 (25) - (27) (マイナスの場合は0)	28	
	合算税額控除割合 (12) + (12) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	14		修正	(27) > (25) の場合の税額控除超過取戻税額 (27) - (25)	29	
	中小企業者等試験研究費基準額 (4) × ((14) 又は 0.12)	15	円	申告	非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額	30	
当期の通算繰越控除限度超過帰属額の計算	通算繰越控除限度超過額 (15) - (20) (マイナスの場合は0)	35	円	申告	(30) の法人税額相当額	31	
					(31) の当期税額基準額 (31) × ((18)、(0.25 + (19)) 又は 0.25)	32	
				申告	調整後税額控除可能額 ((15) と ((20) - (32)) のうち少ない金額)	33	
				申告	(24) > (33) の場合の非特定欠損金調整取戻税額 (24) - (33)	34	
				申告	通算繰越控除限度超過帰属額 (35) × (22)	36	円